

第 33 期目録委員会記録 No.21

第 21 回委員会

日時：2013 年 2 月 16 日（土）14 時～17 時 20 分

場所：日本図書館協会

出席：原井委員長、木下、河野、佐藤、鴫田、平田、藤井、古川、本多、渡邊

資料提出：村上

<事務局>磯部

[配布資料]

1. 『日本目録規則』改訂の方針と進捗状況（案）（9 ページ-A4 原井委員長）
2. 関連指示子の検討（2）：資料間（2 ページ-A4 渡邊委員）
3. 現行 NCR における書誌的関連（4 ページ-A4 渡邊委員）
4. RDA<付録 J>関連指示子（Relationship Designator）検討表（9 ページ-A4 渡邊委員）
5. 電子資料版表示 ISBD\_NCR 比較表（2 ページ-A4 本多委員）
6. 注記で扱わず他のエリアで扱う事項について（5 ページ-A4 平田委員）
7. 第Ⅱ部 資料に関する記録 ユニット B 資料の種類（10 ページ-A4 佐藤委員）
8. 第Ⅱ部 資料の関する記録 ユニット C 識別子および入手条件に関する事項（13 ページ-A4 佐藤委員）
9. 付録 A 資料の種類例（3 ページ-A4 佐藤委員）
10. 第Ⅲ部ユニット A AAP 総則（2012 年度案）（3 ページ-A4 古川委員）
11. 第Ⅲ部ユニット B およびユニット C（2012 年度案）（9 ページ-A4 古川委員）
12. 古川肇「書誌的関連の諸類型 -Tillett による書誌的関連の分類-」 『整理技術研究』 30（1992）（6 ページ-A4 渡邊委員）
13. 電子資料の版表示に関する ISBD 統合版と同（ER）の比較（旧稿からの抜粋）（2 ページ-A4 古川委員）
14. ユニット H 形態事項（素案）（14 ページ-A4 村上委員）
15. RDA 適用に関する懇談会 議事録（10 ページ-A4 村上委員）
16. 第 33 期目録委員会記録 No.19（3 ページ-A4 事務局）
17. 第 33 期目録委員会記録 No.20（案）（5 ページ-A4 事務局）

[報告事項ほか]

1. 議事録の確認  
第 19 回記録（資料 16）および第 20 回記録（案）（資料 17）について確認した。

[検討事項]

1. 資料 1 について  
資料 1 の内容について確認した。  
（追記）  
資料 1 を修正したもの（資料名：『日本目録規則』改訂の方針と進捗状況）を委員会のホームページで公開した。

## 2. NCR 改訂について

### (1) 関連 (資料 2,3,4)

RDA 付録 J における関連指示子について、その種類や適用される実体について整理・検討を行った。

- ・付録 J には関連指示子が 322 個あげられており、それらを適用される実体別で整理すると計 88 種類にまとめられる。
- ・付録 J は FRAD で説明されている FRBR グループ 1 の実体の関連に近い内容となっている。
- ・付録 J に記載された関連指示子には階層関係がある。  
例 : based on (work) — adaptation of (work) — screenplay based on (work) —…
- ・付録 J の関連指示子の多くに含まれている前置詞は、日本語の表現が難しい。
- ・著作、表現形、体现形、個別資料のいずれの実体も関連先になりうるならば、いずれの実体にも AAP (典拠形アクセスポイント) が設定されなくてはならない。しかし RDA では、体现形・個別資料の AAP が規定されていないこと、表現形の AAP も改訂版などを適切に表せる規定になっていないこと、など問題がある。NCR でどのように対応していくべきか、今後の課題である。
- ・「記述」関連は著作、表現形、体现形、個別資料のいずれの実体にも設定されている。いずれの実体も「記述」対象になりうるが、「記述」によって生まれるものが新たな著作であるとするれば、異なる実体間の関連が設定されることになるのか。RDA のこの部分の規定に疑問がある。
- ・適用上の問題として、区別の分かりにくい関連 (例 : addenda, appendix, supplement) があること、どの実体間の関連として扱うかが分かりにくい場合 (例 : 新聞で連載されたものを単行本にした場合) があることなどがあげられる。
- ・現在の NCR では、書誌的関連は「を見よ参照」や「をも見よ参照」を基盤として表現され、さらに注記で示されている。

### (2) 版に関する事項 (資料 5,13)

電子資料の版表示について、ISBD (ER)、ISBD 統合版、NCR1987 年版 (9 章) の内容を比較し、それに基いて作成した新 NCR 案について検討した。

- ・表現形とする版表示の内容として、電子資料の内容の追加または削除を表す特定の名称があげられる。現 NCR (9.2.0.0) では「リモートアクセス可能な資料において、内容の更新が随時行われる場合は、版に関する事項は記録しない」ことになっている。
- ・版表示としないものについて、ISBD (ER) では type of physical carrier と the size of physical carrier をあげているが、ISBD 統合版では type of physical carrier のみとなっている。
- ・新 NCR 案として、プログラミング言語、内容の改変を伴わないアップグレード、キャリアタイプ、リモートアクセスリソースを出力したときの出力媒体を版表示とする。版表示に含めないものには、キャリアサイズ、文字コードや記録密度等があげられる。
- ・「Windows 版」と「Macintosh 版」の場合には版表示としないが、「Windows8」のような場合は版として扱うことになっている。
- ・アップグレードの扱いについては保留する。今後どのような範囲をアップグレードとみ

なすのかを明確にしていく必要がある。

- ・版表示とするかしないかは新規レコード作成に関係する。
- ・版表示については RDA でも判断材料をいくつか提示しているが、すべての場合を網羅しているわけではない。別法を設けて対応するのがよいと思われるが、限界もある。
- ・システムに関連するフォーマットについて現段階では版表示としないが、あらためて検討を行う。

#### (4) 注記に関する事項 (資料 6)

現 NCR で注記となっているが、新 NCR では各事項で扱う内容について整理した。以下でそのうちのいくつかを示す。

- ・NCR2.7.3.1 では「情報源によってタイトルの表示が異なるときは、記録したタイトルの情報源 (標題紙を除く) と、記録しなかった他のタイトルおよび情報源を注記する」となっていた。新 NCR では、注記とせずにタイトルに関する事項でエレメントとして扱う。
- ・上記の内容と整合を図るために、例えば NCR2.7.3.1 「エ) 長いサブタイトル」に見られるような「注記する」となっている規定はなくす。
- ・頒布者、発売者等 (NCR2.7.3.4) は注記の扱いであったが、新 NCR では出版に関する事項で頒布者、発売者というエレメントとして扱う。

#### (5) 資料の種類に関する事項 (資料 7)

- ・一般表現種別、機器種別及びキャリア種別の内容によって、特定表現種別 (具体的には感覚による下位区分) が限定される場合もある。このときにどこまで記録を求めるかを検討する必要がある。例えば、一般表現種別がテキストの場合、点字資料であれば「触覚」とすることができるが、そのほかは「視覚」ということが自明と思われる。その際に「視覚」と記録せず、省略することも可能ではないだろうか。
- ・感覚による下位区分は、基本的には必須とし、自明の場合は省略可とすることを別法として示す。
- ・特定表現種別は該当するものがあればコアエレメントとして扱う。また、現段階では機器種別はコアエレメント、キャリア種別は任意としておく。
- ・表現種別の対応表 (付録 B) には主な事例を示す。一方、一般表現種別、特定表現種別、機器種別及びキャリア種別の組み合わせの事例を示した資料の種類例 (付録 A) は、想定される組み合わせを網羅した内容とする。
- ・「データセットとしての地図」と「画像としての地図」との区別をどのようにするのか、該当する事例も含めて検討が必要である。

#### (6) 識別子および入手条件に関する事項 (資料 8)

- ・連絡先情報は体現形あるいは個別資料のどの実体に対するエレメントであるかを判別することが難しい。現段階では体現形に関する記録として説明する。

#### (7) 典拠形アクセスポイント (AAP) 総則 (資料 10)

- ・「件名標目」は「件名標目表による AAP」、「分類標目」は「分類表による AAP」とする。
- ・「著作名に対する典拠ファイル」は「固有名典拠ファイル」し、「著者名典拠ファイル」

は削除する。

- ・「実体の選択」と「形の選定」における「選択」と「選定」は、逆にする。

(8) 資料および著作に対する典拠形アクセスポイント (AAP) (資料 11)

- ・外国語で書かれた著作の優先タイトルに対する規定を別法に加える。ただし、「日本語の著作」や「外国語の著作」という文言は不適切であり、改める。
- ・RDAにおける「**compilation**」には、当面「集合著作」という訳語を当てる。
- ・参照とすべきAAPとして、AAPとしたタイトルと形、文字、読み、言語が異なるもの、全体のタイトルが考えられる。そのほかに、省略形、雑誌のキータイトルも加えることができる。

(9) その他

- ・「**descriptive**」に対する訳語を検討する。  
(注：FRBR 日本語訳では「記述」、FRAD 日本語訳では「説明」となっている。)
- ・英語表記で複数の単語で表現される用語を日本語訳した場合には「アクセス・ポイント」のように中黒 (・) で区切って表記する。
- ・「個人・家族・団体」と「行為主体」の使い分けについては、一般に前者を使用する。
- ・旧来「刊行団体」と訳されてきた「**issuing body**」に対する適切な訳語を検討する。

以上